

建築物バリアフリー条例における宿泊施設の規定整備の考え方（案）

都はこれまで、バリアフリー法及び建築物バリアフリー条例に基づき、床面積 1,000 m²以上の宿泊施設を対象に、車いす利用者用客室の整備等を促進してきました。

都はこの度、今後の超高齢社会の進展等を見据え、建築物バリアフリー条例において、一般客室についても段差の解消や出入口の幅等に最低限の基準を設け、より多くの人々が利用できる宿泊施設の整備を求めています。

1 対象

用途：旅館業法第 2 条第 2 項に規定する「旅館・ホテル営業の用に供する施設」。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項第 4 号に規定する営業の用に供する施設その他これらに類する施設を除く。

規模：床面積の合計が 1,000 m²以上の新築、増築、改築又は用途変更

2 整備する規定の概要

2-1 各客室までの経路

道等及び車椅子利用者用駐車施設から各客室までの経路のうち 1 以上の経路上に階段又は段を設けない。ただし、傾斜路やエレベーター等により階段又は段を解消する場合はこの限りではない。

2-2 客室内の基準（参考図参照）※和室部分は除く。

- ①客室の出入口の幅は 80cm 以上
- ②客室内の便所及び浴室等の出入口の幅は 70cm 以上
- ③客室内に階段又は段を設けないこと。ただし、次に掲げる場合は除く。
 - ・同一客室内において複数の階がある場合
 - ・こう配 1/12 を超えず、幅 70cm 以上の傾斜路を併設する場合
 - ・浴室の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合
- ④客室出入口から 1 のベッド、便所及び浴室等までの経路の幅は 70cm 以上

(参考図)

